解散公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

大分市新川町二丁目一番四二号

有限会社大分舞台照明サービス

清算人　佐藤　文彦

解散公告

当社は、平成二十三年一月二十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

大分市大字勢家九三〇番地の一

大分ホーバーフェリー株式会社

代表清算人　木元　智

解散公告

当社は、平成二十二年十二月三十一日開催の定時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

宮崎市清武町今泉甲七〇七五番地五

有限会社かやま菓子舗

清算人　山本　二郎

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年一月十二日秋田県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

秋田県雄勝郡羽後町西馬音内字中野一七七番地

羽後町土地開発公社

清算人　大江　尚征

解散公告（第一回）

当法人は平成二十二年十一月二十九日に経済産業大臣の許可を受け、平成二十二年十一月三十日に解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥いたします。

平成二十三年一月三十一日

東京都港区六本木四丁目一番二七号

社団法人日本デザイナークラブ

代表清算人　民谷登久子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年一月十七日新潟市長の認可により解散したので、当組合に対し債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

新潟県新潟市中央区米山一丁目八番地一一

新潟駅南口第二地区市街地再開発組合

代表清算人　岡田　耕衛

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十三年一月十三日堺市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

堺市東区北野田一〇七七番地

北野田駅前A地区市街地再開発組合

代表清算人　川島　幸一

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十三年一月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

奈良県吉野郡東吉野村大字小川五八八番地

財団法人小川区自治会

代表清算人　桝井　奎一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十二月十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

東京都葛飾区金町六丁目二番一号

金町六丁目地区市街地再開発組合

代表清算人　藪﨑　英和

解散公告（第二回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

石川県金沢市古府一丁目一九七番地

財団法人石川県苗木需給安定基金協会

代表清算人　石端　勇夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十一月二十八日開催の臨時社員総会の決議並びに平成二十三年一月四日岐阜県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

岐阜県中津川市蛭川五五二三番地

社団法人奥渡正信会

代表清算人　山田　英實

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年一月四日高知県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

高知県高岡郡津野町力石二八七〇番地

津野町土地開発公社

代表清算人　高橋　昌宏

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年一月六日熊本県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

熊本県球磨郡錦町大字一武一五八七番地

錦町土地開発公社

代表清算人　岩本　公明

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年十一月三十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

東京都板橋区幸町五五番九号

特定非営利活動法人ほほえみの苑

清算人　桑原智恵子

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年四月一日存立時期の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年一月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

川崎市川崎区小杉町一丁目三五九番地

特定非営利活動法人ラブラドール社会福祉協会

清算人　山口真樹子

解散公告（第三回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により平成二十二年十二月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十二月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年一月三十一日

広島市佐伯区三宅二丁目一番一号

財団法人鶴教育研究振興会

清算人　坂本登美子

合併につき株券等提出公告

当社は、オリックス・ゴルフ・マネジメント株式会社と合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十三年三月一日までに当社にご提出下さい。

平成二十三年一月三十一日

東京都港区浜松町二丁目四番一号

ＯＧＩ－ＷＢＳホールディングス株式会社

代表取締役　伊藤　勉